

いじめ防止基本方針

1 いじめの防止

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり，集団づくり，学校づくりを推進していく。

また，未然防止の取組が着実に成果を上げられるように，学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な児童の行動の様子を把握したりして適宜評価し，それを基に改善を検討していくP D C Aサイクルに基づく取組を継続していく。

2 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い，情報を共有する。

3 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下，保護者の協力を得て，必要に応じて関係機関・専門機関と連携し，対応に当たる。

4 いじめ問題対策委員会の組織と内容

会議の持ち方 と内容	① 1学期初め 2学期初め <u>いじめの疑いに係る情報の共有，指導や支援の体制・対応方針の決定</u> ② 3学期 学校基本方針に基づいて，取組の実施や<u>具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正</u>を行う ③ 必要に応じて随時 いじめの疑いに係る情報があつた時に開催し，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
---------------	---

【いじめ問題対策委員会】

